

地域包括支援センターの見直しについて(概要)

1 現状と課題

法改正後、5年が経過する中で下記のような問題が生じてきている。

(1) 公平・透明性の確保

○要支援から要介護へ、利用者がそのまま受託法人へ流れている。

○17年度の公募後は、そのまま継続契約をしている。

(H17年も在介を中心にしており、純粹の公募とは言いがたい)

(2) 多様化する業務への対応

○基本的に在宅介護支援センターが業務を引き継いでおり、要介護者への支援には実績があるものの、地域におけるネットワークづくりなどに対する調整機能が不十分な事業所も多い。

○また、一般住民に対する認知度が低く、高齢者全般の総合相談窓口としての機能が弱い。

(3) 受託法人の意識

○受託法人は、地域包括を含めた法人内での職員異動を頻繁に行うなど、市の委託業務というより市からお願いされて実施しているという意識があり、職員においても市の委託事業という意識より法人業務という意識が強い。

○市においても、第三者機関である包括運営協議会で受託法人の代表者2名を委員にするなど、委託者と受託者の関係を不透明にしてきた部分がある。(本年度から委員は部外者に変更)

2 見直しのポイント(役割分担の考え方や区域案等については別添資料参照)

1を踏まえ、今後の包括のあり方や委託業務内容について以下の観点から見直しを行う。

(1) 位置づけ及び役割の明確化

①「地域包括ケア」構築の中核(情報収集、連携・調整機能)

○地域包括支援センターは、連携・調整など、システム構築の中核的な役割を果たす。

②高齢者に関する総合相談窓口(ゲートウェイ機能)

○地域包括支援センターは、「地域包括ケア」のゲートウェイとして総合的な相談窓口となる。

(2) 公平・公正・透明性の確保

地域包括支援センターは、常勤での有資格者の配置など業務内容や費用対効果を鑑み、民間委託を継続するが、その役割を踏まえた要件・審査基準を設定・公表し、公募による業者選定を行い、公平性・透明性を確保する。

(3) 業務内容の精査と委託料の適正化

これまでの抽象的だった仕様書を見直し、区役所と地域包括支援センターとの役割分担を明確にし、委託業務の内容を可能な限り具体化するとともに、それに基づき適正な委託料の設定を行う。

(4) 政令指定都市への対応

地域包括支援センターと区役所との連携強化を図るため、区管轄を基本に地域コミュニティ(合併町村、中学校区など)を配慮するとともに、高齢者人口、地域面積等を勘案して圏域の再設定を行う。

(5) スケジュール

①実施時期は、平成24年度(政令市移行、第5期介護保険事業計画のスタート)

②年度内に、包括運営協議会(第三者機関)において基本方針の了承を得(圏域見直しを含む)、議会常任委員会、社会福祉審議会等で説明。

③年度以降、具体的な見直し作業を進め平成23年の夏ごろには公募を実施。11月には受託法人を決定し、以降3月まで、現在の包括との引継ぎを行う。